

綱紀委員選定基準内規

綱紀委員の選定に当たっては、委員会の第三者性を維持するため、その選定基準を以下の通りとする。

1. 綱紀委員は5名以内とする（定款第57条第3項 綱紀委員会規則第3条第2項）。
2. 綱紀委員はおおむね次の基準により選定する
 - ①法律の専門家（弁護士、大学教授等）2～3名
 - ②会社、団体等の経営経験者、行政経験者（会社役員、団体役員、公務員等の経験者）2～3名
 - ①②の綱紀委員は全剣連の役職員でないものとし、うち1名以上は女性とする。
 - ③剣道等専門家（範士等）1名程度
3. 綱紀委員は、理事会の決議によって委嘱する。